

平成 30 年度第 1 回郷土文化館協議会 概要

1 日 時 平成 30 年 7 月 6 日（金） 午後 2 時～4 時

2 会 場 小田原市郷土文化館 会議室

3 出席者

(1) 郷土文化館協議会委員

一寸木委員、奥野委員、末藤委員、田尾委員、田嶋委員、鳥居委員、中村委員

(2) 市事務局側

栢沼教育長、安藤文化部長、石川文化部副部長、大島管理監、樋口生涯学習課長、湯浅生涯学習課副課長、岡生涯学習課副課長、藤原主査、田中主任、保坂主事

4 会議の概要

委員の一部委嘱替えに伴い、教育長より新任委員を紹介した。次に教育長の挨拶の後、委員及び職員が自己紹介を行った。その後、議事に移り、進行は一寸木委員長が行った。

(1) 議題 3 報告事項 (1) 「平成 29 年度 郷土文化館事業について」

このことについて、まず会議資料に沿って、昨年度第 2 回協議会から変更のあった点を中心に事務局から報告した。報告後、次のような討議が行われた。

①石造物調査会について

委員より、石造物調査会や、市民ボランティアの今後の進め方について質問があった。これについて事務局より、調査会は昨年 5 月に平塚市の学芸員を講師に招いて石造物の魅力等の講座を実施し、講座参加者を中心にボランティアを募集して、6 月から 3 月まで 14 回の調査を行ったこと、昨年度は普及事業として実施したが、1 年間実施して石造物調査会として定着してきたことから、今年度からは館の調査の一環として位置付けること、調査は城山地域から始め、現在は早川地域の調査に移っているが、スケジュールを考えながら進めていく予定であることなどを説明した。

②入館者数について

委員より、資料 1-1 「平成 29 年度 郷土文化館入館者数」について、総入館者数をみると全体的に増加している印象であるが、定量評価については実施しているのかという質問があり、これについて事務局から、平成 30 年 1 月から来館者アンケートを取り始めたところ、委員より、次回の会議でアンケート結果を示してもらいたいと言われたので、了承した。

これについて委員より、館の運営に際しては、自分たちでは気が付かない点もあるので、アンケートや外部モニターなど外部の評価や意見を反映して活動すべきであること、展示については、古い写真パネルは更新されていたが、全体として郷土文化館が何を目指しているのかを明確にすべきであること、郷土文化館のミッションは小田原の歴史を通史的に紹介し、小田原の歴史の概要はここに来ればわかると定着させることであると思うが、解説のない資料や展示する側の意図が伝わりにくい資料、なぜそこに展示されているのかが不明な資料等があること、展示する側の意図が見る側に伝わらないと取り組む意義がないため、館の主要ターゲットが小中学生ということなので、それを踏まえて考えるべきであ

る等の意見が出された。

また、委員より、展示について内部評価等を行っているかとの質問があり、事務局より内部評価という形で検証はしていないが、関係する所管等に相談していると回答したところ、これに対して委員より、これから博物館を整備する動きがある中で、スケジュールの中に展示について考えるという取り組みを入れるべきであること、こういったことを継続して行わないと基本構想は構想で終わってしまうとの発言があった。

③他館連携事業について

委員より、資料 3-2「平成 29 年度 その他普及事業 実施概要」の他館連携事業について、清閑亭と内野邸で実施した事業の内容についてと、どういう関係で連携事業という位置付けにしているのかとの質問があった。

これについて事務局より、歴史的建造物を管理する松永記念館、小田原文学館、清閑亭の三館で連携し、邸園マップの作成やイベント情報の発信等を行っているが、その中で足柄刺繍の展示を清閑亭で開催することとなり、展示の手法や作品の扱い等を中心に、事業協力のような形態で連携し実施したこと、内野邸については、個人所有の歴史的建造物を維持するために実行委員会を組織して公開・活用しているが、郷土文化館も実行委員会に入っており、通常の公開等は地元のボランティアが対応するが、イベントの手伝い等には参加していること等を説明した。

これに対して委員より、今説明した内容も資料に入れてもらえると分かりやすいとの意見があった。

④博物館講演会について

委員より、平成 30 年 2 月に実施した博物館講演会について、参加者の 42 名は想定と比べてどうだったか質問があった。これに対して事務局より、定員を 60 名としていたため、やや少なく、準備や PR 不足であった旨を回答した。

これに対して委員より、講演会の 1 週間前に博物館基本構想策定委員に連絡をしたようだが、1 週間前では遅いのではないかと、大勢の方に来てもらえれば博物館建設への機運も高まっていたと思うと残念である、との発言があった。また、協議会の委員に案内を出したのかとの質問に対して、案内を出したのは博物館基本構想の委員だけであると回答したところ、博物館講演会は協議会委員にも博物館建設に向けた今後の動きを知ってもらう機会であるので、郷土文化館にとって重要な事業であると考えればもう少しきちんと広報や周知を行うべきであったという意見、今後の事業の実施の際には善処するようとの意見が出された。

⑤市民ホールとの事業等の連携について

委員より、2021 年秋に開館予定の市民ホールについて、現在、実施設計の段階であると伺っているが、市民ホールと距離も近い郷土文化館において、ホールと連携した事業の検討や、ホールの来場者を郷土文化館に流すための手法についてどう考えているのかとの質問があった。

これについて事務局より、市民ホールと郷土文化館とのソフト的な連携については今後検討するが、ホールに付随する機能としてガイダンス設備も考えており、そういったところで案内や情報発信等を行うことはできる旨、回答した。

⑥出張展示について

委員より、資料 2-1,2-2「平成 29 年度 展示事業実施概要」の HaRuNe ギャラリーへの出張展示について、事業に対する反応と、今後の予定について質問があった。

これについて事務局より、地下街の HaRuNe ギャラリーは、地下街の一番奥に位置し、通常はあまり人が行かないところであるが、昨年度の出張展示はこれまでの他の展示と比べても、多くの人々が足を止めて見ていた印象があり、事前に告知をしたこともあるが、地元の方の関心の高さを伺えたので、今後も機会があれば実施したい旨、回答した。さらに補足として、「大正おだわら散歩」は震災前後の小田原の風景を描いた小暮次郎氏の作品のうち、当館所蔵の作品を展示し、現在の小田原の風景と比べながら歩いてみてはいかが、という狙いがあったこと、「春／秋の邸園さんぽ」については、清閑亭・小田原文学館との3館連携事業のなかで春と秋にそれぞれ3館の見どころ等を紹介し、駅前から各施設に誘うという目的で開催したものだが、今後も機会があれば継続したい旨、回答した。

⑦石造物調査について

委員より、石造物調査会の今後について、ボランティア活動のビジョンや構想も含めて質問があった。

これについて事務局より、石造物調査は市内全域の調査を目指しており、会員の方には今後も継続して進めてもらうこと、昨年度に調査した中から会員が興味を持った石造物等について各自でさらに調べてもらい会報に掲載したとともに、3月には郷土探究会「城山地区の石造物を巡る」を実施して、会員が参加者に対して石造物の説明等を行ったこと、ガイド等は考えてはいないが見学会等は調査に合わせて行う予定であること、事務局としては調査のみでなく会員が各自で調査研究することを望んでおり、会報にはそれら研究結果も掲載していきたいこと、最終的には会員が郷土史家になることを目標としていることなどを回答した。

これに対して委員より、平塚市ではボランティアによる石造物の展覧会を開催しており、また箱根ジオパークも石造物は関係しているので、息長く続けてもらい様々なところに還元してもらいたいとの意見が出された。

また、これに関連して委員より、郷土文化館研究報告の「小田原の金石文(一)(二)(三)」に掲載されている石造物と比べて、滅失や移動したものはあるのか、との質問があり、これに対して事務局より、「小田原の金石文(一)(二)(三)」に掲載されている石造物は有名なもののため滅失や移動したものはないこと、また「小田原の野仏たち—民衆の祈りと姿—」には約500個の石造物が掲載されているが、道祖神の中には新しくされたことで古いものが行方不明になっているものはあるが、基本的には滅失や移動はしていない旨、回答した。

⑧外国人来館者への対応について

委員より、外国人の来館状況について質問があり、これについて事務局より、来館者の国籍についてカウントはしていないが、団体客は時間が限られており天守閣へ向かうことがほとんどのため少ない状況であること、一方で最近はグループ旅行での外国人来館者が欧米も含め少しずつ増えていると述べ、当館では外国語の対応ができていないが数年後のオリンピック・パラリンピックも見据えて検討していく旨、回答した。

これに対して委員より、多言語の簡単なパンフレットやリーフレットの配架のほか、外国語で解説できるボランティアや通訳ボランティアを確保するために登録しておく必要があること、都内の博物館等ではすでに多言語化を進めており、今後さらに必要になってくるので、今後の課題にしてもらいたいとの発言があった。

また別の委員より、キャプションや解説の多言語対応は難しく、比較的着手しやすいのは、各展示室のおおまかな解説や小田原の歴史の中での意味や位置づけといった、展示室ごとの解説の多言語化である。展示資料は言葉が通じなくても、見てある程度理解できるが、展示の意図やストーリーは解説が必要であるため、そのためにもストーリーを明確にすること、その際には大中小くらいの展示カテゴリをつくり、大きな柱に当たる部分の解説を多言語化するというのが取り掛かりやすいこと、作成した各展示室の解説をまとめれば、外国語の解説リーフレットになる。また神奈川県観光ボランティア協会を利用して入館者用のパンフレットを翻訳するのも一つの手段である、等の意見が出された。

(2) 議題4 協議事項(1)「平成30年度 郷土文化館事業について」

このことについて、まず会議資料に沿って昨年度第2回協議会から変更のあった点を中心に事務局から報告した。報告後、次のような討議が行われた。

①学校利用について

委員より、小学3年生を中心とした学校見学や、中学生の職場体験の受け入れ等に活用させていただいている旨のお礼及び、小学3年生は、生活科から理科と社会科に変わる学年であり、本物に触れる体験や他者と関わる体験で多くのことを学ぶ大切な年代なので、展示を工夫していただき、今後も活用したいこと、現代はインターネットで検索すれば簡単に見ることができるが、本物に触れて「すごい」という感性を持てるのは低学年から中学年頃であるので、現場でしかわからない感覚を発信したり、またそれに携わっている人の情熱が伝わるような工夫をしてもらえるとよい。職場体験については、中学生は自分のキャリアや将来を考え始める多感な時期であり、自分の身近にも様々な職業があることや、博物館学芸員を目指し始めるのも中学生くらいの時期だと思っているので、今後ともお願いしたい。郷土学習事業については、夏休み期間中の子どもたちの学びの場としてありがたく、校長会に事業のスケジュールを示してもらおうと呼び掛けもスムーズにできるので、今後も発信をお願いしたい、等の発言があった。そのほか、資料の事業の部分について、各事業の対象を明記してほしいとの意見があった。

②特別展について

委員より、今年度の特別展のタイトルについて、仮称であると理解した上で、風外慧薫は禅僧としてよりも水墨画家としてのほうが知られているが、“禅僧・風外慧薫”としているのは、風外の禅僧としての側面を強調するためか、また概要の“田島・曾我で禅画を描き始めた”というのは事実か、という2点の質問と、現在のタイトルからは内容をイメージするのが難しく、また少し硬い感じがする、という意見が出された。

これについて事務局より、本展示会は美術展ではなく、小田原の歴史として風外を紹介したいと考えており、禅画を小田原で描き始めたというイメージを盛り込めるようなタイトルを検討中であること、また小田原で禅画を描き始めた根拠について、確証はないが、

風外の作品で年代が判明しているものは3、4点しかなく、さらに小田原・真鶴地域以外で発見された作品がない（小田原に移り住む以前に描かれた作品は見つかっていない）ことから、現時点では小田原で禅画を描き始めたというのが定説である旨、回答した。

これに対して委員より、確証がないならば言い切るのは危険であるので、検討した方がよいとの意見をいただいた。

また、委員より、展示の方法として、箱根の岡田美術館では解説を大人向けと子ども向けに明確に分けて書いており、また佐倉の博物館ではイラスト入りの説明があるなど、子どもたちにも分かりやすい展示であったので、インバウンドの観点やユニバーサルデザインの観点から、誰にでも分かりやすい展示を工夫し検討してもらいたいとの意見があった。

これについて事務局より、子ども向きの解説についてはリーフレットを作成することなどを考えていること、4月末から風外慧薫の展覧会を開催している安中市では、解説にイラストを使用するなど分かりやすい内容であり、当館でも今回の展覧会をとおして子ども達にも風外を知ってもらいたいと考えているので、分かりやすい解説や内容を検討している旨、回答した。

③資料整理について

委員より、自然科学資料室の標本を一部撤去しパネルを設置する計画について、資料整理も併せて進める必要があること、生命の星・地球博物館の学芸員も声が掛ければ手伝うとのことなので、今のスタッフがいる間に進めてほしいとの意見をいただいた。

（3）議題4 協議事項（2）「小田原市郷土文化館資料収集方針について」

このことについて、まず資料に沿って事務局から説明をした。前回会議の協議結果を反映し内容を修正したので、再度協議をお願いしたい旨を伝え、続いて修正箇所について簡単に説明した。説明後、次のような討議が行われた。

①「1. 資料の対象」について

委員より、「1(3) 保存状態が良好で、展示または調査研究等の活用にたえる資料」の“保存状態が良好”とはどういう意味か、との質問があった。

これについて事務局より、詳細は省いているが、例えば状態が悪いもののほか、虫食いやカビ等に侵されている資料は収集を控えるといったことを指していると回答したところ、委員より、保存状態が悪くても良い資料はあるので、後半の“展示または調査研究等の活用にたえる資料”だけでよいのではないか、また“活用にたえる”ではなく“活用に資する”にしてはどうか、との意見が出された。

委員より、「1(4) 一次資料（実物等資料）、二次資料（複製等資料）」で、“等”が入っている意味について、また、例えば古写真は一次資料のようで二次資料のようでもあるが、一次資料・二次資料に分ける必要性はあるのか、との質問があった。

これについて事務局より、この項目は実物資料以外にも収集の対象とすることを内部に向けて伝えるためのものであると回答したところ、委員より、「1(3)展示または調査研究等の活用にたえる資料」でその点は押さえられているのではないか、一次資料が無くなり、二次資料でしか当初の姿を伝えられないものも多く、この項目を入れることで実際の収集の際に困らないか、との発言があった。

また、委員より、調査や展示に使えるものを資料とみなすのであれば、複製であっても必要ならば資料に入ると思うので、例えば「2. 対象とする分野」に“複製資料”と入れる方法もあるという意見や、「1. 収集の対象」は最も基本的な方針だと思うので、ここにはもう少し大枠の対象を書くべきであるとの意見が出された。これに対して別の委員より、歴史資料の展示では複製資料を使わずにやるのは難しく、備品台帳等に複製資料と書くなどすれば、収集方針の中にあえて書かなくてもいいが、例えば「1(3)展示または調査研究等の活用に資する資料（複製も含む）」とするのはどうか。ただ、内規なので今後仕事をするにあたって必要ならば書いておくのはいいと思う、との意見が出された。これに対して別の委員からは、重要な資料ならば一次・二次と区別する必要はないという意見や、二次資料も実物資料なので、「実物資料（一次資料、二次資料、あるいは複製を含む）」とするのはどうか、最近では情報資料を分ける傾向にあり、音声データや研究書を収集するためには情報資料という言葉を入れる方が動きやすいのではないか、との意見が出された。

これらの意見に対して事務局より、他館の収集方針はあまり公開されていないが、その中でも一次資料・二次資料といった書き方が散見されたこと、また平成20年に改訂された「博物館法」では博物館資料の中に新たに“電磁的記録”が含まれるようになり、それに合わせた「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」で、博物館資料を“実物等資料”“複製等資料”“図書等”としていたため、こういった動向を踏まえて作成した結果であるが、記述方法については個別に相談させていただき修正する旨、回答した。

また、委員より、「1(5) 受入れにあたり、特別の条件等がないこと」という項目だけ言い回しが他と合っていないので、例えば“館の活動方針に沿うもの”などにすることで、活動方針に合う・合わないでカバーできるのではないかと、内規であっても言葉の調子は整えた方がいい、との意見が出された。

②「3. 特記事項」について

委員より、特記事項の部分で考古分野と民俗分野の「イ」の部分は、例えば“考古学／日本民俗を理解する上で基準となる資料”などと統一した方がよい、「イ(ア) 劇的に生活の変化をもたらした資料、明確な流行を示す資料」が基準となるとは限らないので、この一文は書かなくてもよいのではないかと、学問上の話か学会上の話なのかでも書き方が変わってくる、等の意見が出された。これに対して別の委員から、考古分野についても“日本考古学上”ではなく、考古学はあくまでも歴史の一部なので、“日本史上の基準となる貴重な考古資料”とした方がよいのではないかと、との意見が出された。また、学問の世界はパラダイムが時代によって変化していくので、考古学や民俗学という言葉に限らず、時代が変わっても通用する書き方を検討してもらいたい、との意見が出されたため、個別に相談させてもらいながら修正していく旨、回答した。

委員より、箱根町立郷土資料館に展示されている象嵌細工の道具はシンガーミシンを改造したもので、見た目は一般的なミシンである点が興味深いのだが、職人の仕事は自分で道具を作るところから始まるので、そういった点も踏まえて収集できるような方針にしてもらいたい、との意見が出された。

③その他

委員より、市役所内に展示されている小田原ゆかりの作家の作品の選出基準についての

質問があった。

これについて事務局より、選出されたことが誰の目にも納得いく作品もあれば、そうではない作品もあり、その曖昧な部分を明確にするために収集基準が必要だと考えていること、市役所で展示している美術品は、市の調度品として管財課が管理しているものであり、小田原ゆかりの作家たちの創作活動の軌跡を理解するために作品群を収集する郷土文化館の活動とは、その過程や基準に違いがある旨、回答した。

委員より、資料を受け入れる判断に迷う場合や断りづらい場合に備えて、例えば評価委員会の設置や外部の専門家への相談といった項目があるとよいのではないか、との意見が出された。これに対して別の委員より、そのような項目があると何のための収集方針なのかわからなくなり、また収集活動が煩瑣になる恐れがあることや、例えば 100 万円以上の資料の購入の場合には外部評価委員会を設置すると規定しているところもあるが、郷土文化館には各分野の学芸員がいるのだから、職員が判断すべきであり、断る場合も「館の方針に沿わない」という言い方をすればいいのではないか、との意見が出された。

委員より、前回の資料にあった「収集の方法」が書かれていないとの意見があり、これについて事務局より、リード文に記載した施行規則第 3 条が「収集の方法」に該当するため省略したと回答したところ、委員より、その旨は承知したが、それならば条例施行規則を資料として添付してもらいたいとの意見をいただいた。

(6) 議題 5 「その他」について

事務局より、郷土文化館の展示替えについて、前回の会議で 2 階の展示を 1 階に集約し、2 階を館の活動スペースとしたい旨の説明をしたが、現在、外部にバックヤード等のスペースが確保できないかを検討しているところであり、その辺りの見通しを立てた上で、改めて相談したい旨、伝えた。

以上をもって協議を終了し、散会した。